

## 全員協議会会議録

---

---

1	開 会 .....	2
2	あいさつ .....	2
3	議 題 .....	2
(1)	提出議案について .....	2
①	議案第 1 号 工事請負契約の締結について.....	2
(2)	協議事項について .....	3
①	会議、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	3
(3)	報告事項について .....	4
①	報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について 専決第 3 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例.....	4
②	報告第 2 号 市長の専決処分事項報告について 専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例.....	4
③	報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について 専決第 5 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	4
④	固定資産税における「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」 特例割合の変更について.....	7
⑤	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について.....	8
⑥	令和 4 年度子育て世帯生活支援特別給付金について.....	9
⑦	矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	10
⑧	扇町地区の地籍調査実施について.....	11
4	その他 .....	14
5	閉会 .....	17

日 時	令和 4 年 5 月 1 9 日 (木)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 34 分
場 所	議場	

○ 出席者

---

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由 紀 夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 税務課長 丸 谷 久美子
- ⑦ 社会福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑧ 子ども課長 小野崎 賢 一
- ⑨ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長 村 上 治 良
- ⑩ 市民課長 星 哲 也
- ⑪ 地籍調査課長 齋 藤 正 樹

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦
- ③ 主査 佐 藤 晶 昭

## 1 開 会

---

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10:00)

## 2 あいさつ

---

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第376回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

本日、市当局から提出いたします案件は、報告事項3件及び工事請負契約の締結について1件の計4件であります。提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

## 3 議 題

---

### (1) 提出議案について

---

---

#### ① 議案第1号 工事請負契約の締結について

---

○議長 議題に入ります。①について説明を求めます。

○生活環境課長（村上治良） おはようございます。

議案第1号 工事請負契約の締結について、御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。なお、朗読を省略することに代えまして、仮契約の概要等について御説明させていただきます。

本工事につきましては、令和4年4月28日に条件付一般競争入札を実施して落札者が決定したため、その後、仮契約を締結いたしました。

入札結果につきましては、参加者は1社のみで落札率は99.25%となり、既に市ホームページにて公開しているところであります。仮契約日は令和4年5月9日、工期は議会議決の翌日から令和5年3月10日までとし、本契約につきましては議決日を予定しております。工事概要につきましては、先月の全員協議会におきまして御報告させていただきましたとおり、矢板市同報系防災行政無線の戸別受信機配備に伴う送信周波数変更工事の3年目といたしまして、屋外拡声子局の全101局のうち、残る49局の改修等を実施するものであります。説明は以上となりますので、よろしくお願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

## (2) 協議事項について

---

### ① 会議、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

---

○議長 次に、(2) 協議事項に入ります。①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） おはようございます。

会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。

令和4年矢板市議会定例会の議会運営については、去る5月13日午前10時から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し協議いたしました。

通年議会の実施により、会期については、本日から令和5年4月29日までの346日間とし、第376回矢板市議会随時会議の会議期間について

は、本日 1 日と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思っております。

何卒、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

### (3) 報告事項について

---

① 報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について

専決第 3 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

② 報告第 2 号 市長の専決処分事項報告について

専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

③ 報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について

専決第 5 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長 次に報告事項に入ります。それでは、①から③までについて一括説明を求めます。

○税務課長（丸谷久美子） それでは、報告第 1 号、報告第 2 号及び報告第 3 号について御説明いたします。

報告第 1 号、報告第 2 号及び報告第 3 号につきましては、市長の専決処分事項報告についてございまして、専決第 3 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条

例、専決第 5 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。令和 4 年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、4 月 1 日から施行されるものの改正でございます。改正の概要につきましては、3 月の全員協議会において御報告申し上げたところでございます。

報告事項の 1 ページを御覧ください。

(報告書 1 ページを朗読)

次のページになります。専決第 3 号、専決処分書。

朗読は割愛させていただきまして、次のページ、矢板市市税条例の一部を改正する条例について改正内容の説明をさせていただきます。

主な改正について申し上げます。初めに、第 34 条の 6 は市民税の寄附金税額控除について規定したものでございまして、4 ページ中段の改正は、寄附の対象となる公益法人について、平成 20 年公布の所得税法施行令の一部を改正する政令に規定されていた経過措置が終了したことに伴い、該当部分を削除する改正でございます。続きまして 9 ページ。附則第 8 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定でございまして、引用条文の地方税法において、減額措置の対象となる改修工事が拡充されたことにより規定が改正されましたので、同様に改正するものでございます。次に 11 ページ。附則第 10 条の改正は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5% とする改正でございます。その他の改正につきましては、引用条文の項ずれによる改正となっております。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日、経過措置につきましては、12 ページ附則に記載のとおりでございます。

続きまして 13 ページになります。

(報告書 13 ページを朗読)

専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例。次のページになります。専決第 4 号 専決処分書。以下、朗読は割愛させていただきます。続きまして、次のページ、矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

主な改正は、16 ページ。附則第 6 項の改正になります。先ほどの市税条例の改正で申し上げました、固定資産税の負担調整措置の改正と同様、土地に係る負担調整措置について、令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%とする改正でございます。その他の改正につきましては、引用条文の項ずれ等の改正でございます。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日、経過措置につきましては、19 ページに記載のとおりでございます。

続きまして 20 ページになります。報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について。

(報告書 20 ページを朗読)

次のページになります。専決第 5 号 専決処分書。以下、朗読は割愛させていただきます。続きまして、次のページ。矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

この改正は、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に係る限度額を 65 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 20 万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日、適用区分につきましては、25 ページに記載のとおりでございます。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 固定資産税における「地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)」  
特例割合の変更について

---

○税務課長 それでは、報告事項④ 固定資産税における地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 特例割合の変更について御説明いたします。

この「地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)」につきましては、課税標準の特例割合を、国の示す割合を参酌して、一定の範囲内で、条例で定める措置となりますが、その特例割合が令和4年度税制改正による地方税法の改正に伴い変更となりましたので、市が定める特例割合につきましても変更するものでございます。

今回、特例割合が変更となる対象資産は、下水道除害施設になります。この対象資産につきましては、地方税法の改正により、その特例割合が、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内から、5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内に変更となりました。この地方税法における特例割合の変更に伴いまして、市が定める特例割合につきましても、国の示す参酌基準であります、5分の4に変更するものであります。なお、この下水道除害施設にかかる、わがまち特例について、現在、矢板市においては、該当はございません。

以上でございまして、この特例割合の変更を含めました市税条例の一部改正につきましては、6月議会に議案として提出いたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。



○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

---

○議長 次に⑤について説明を求めます。

○社会福祉課長(沼野晋一) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について御説明いたします。

資料を御覧いただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の給付をしているところでございます。

現在、この臨時特別給付金につきましては、令和4年2月から実施しておりまして、支給対象者は令和3年度住民税が非課税の世帯となっております。

このたび、支給対象者を令和4年度住民税が非課税の世帯も対象として追加するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、令和4年1月以降に、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯も対象となります。なお、この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、1世帯当たり1度の給付ということであります。令和3年度住民税分の支給対象となった世帯につきましては、今回の追加給付の対象とはならないということになります。

臨時特別給付金の制度内容につきましては、国から詳細が示されておりましたが、今後、国から詳細が示され次第、早急に支給ができるよう準備

を進めてまいります。この住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する、歳入歳出予算につきましては、6月定例会議に提出したいと考えておりますので、御審議の上、御了承いただきたく存じますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(伊藤議員挙手)

○伊藤議員 確認なのですが、該当する世帯数は何世帯ほどあるのでしょうか。

○社会福祉課長 今回、議案の追加で予算要求をしているのが、約1,000世帯ということで計算しております。

○議長 ほかにありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑥ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について

---

○議長 次に⑥について説明を求めます。

○子ども課長(小野崎賢一) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金について御報告いたします。

資料を御覧ください。この給付金の趣旨は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うこととなります。

支給対象者は、① 児童扶養手当受給者等、② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯であり、対象となる児童は18歳に

達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童となります。給付額は児童1人当たり一律5万円です。費用は全額国庫負担となります。

給付スケジュールは、支給対象者①のうち、児童扶養手当受給者については支給情報を基としまして申請不要とし、可能な限り6月までに支給と考えております。また、申請を必要とする、直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給する予定で考えております。支給対象者②のうち、児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者については、課税情報が判明した後、申請不要とし可能な限り速やかに支給を考えております。また、申請を必要とする上記以外の者のうち、例えば、高校生のみ養育世帯、また、直近で収入が減少した世帯等についても申請を受け付け、審査後、可能な限り速やかに支給してまいりたいと考えております。

なお、制度の概要につきましては以上ですが、国からは、詳細事項は決定次第順次示していくとの通知を受けております。

この子育て世帯生活支援特別給付金に要する、歳入歳出予算につきましては、6月定例会議に提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。子ども課からは以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
について

---

○議長 次に⑦について説明を求めます。

○市民課長（星哲也） 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について報告いたします。

まず、矢板市認可地縁団体とは、地方自治法に定められた要件を満たし、矢板市長の認可により、法人格を得た地域による団体をいまして、本市においては、6行政区が認可を受けております。本条例は、その認可地縁団体が印鑑の登録などをする際の手続きを定めたものでございます。

それでは、条例の一部改正についてですが、行政手続きにおける押印の見直しの一環として、個人の登録印鑑及び法人の代表社印、いわゆる実印の押印を求めている行政手続きについて、その押印が必要か、そうでないかの見直しを行いました。

その結果、認可地縁団体印鑑の登録等の手続きについて、これまで、申請者の本人確認として、申請者の実印の押印を求めていましたが、本人の確認について、必ずしも実印の押印を求める必要がなく、運転免許証やマイナンバーカード等の書類の確認で十分であると考え、資料2の二つ目の丸の概要の1 目的にあるように、実印の押印を求める規定を削除する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

この条例の一部改正の議案につきましては、6月定例会議に提出予定でございますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 扇町地区の地籍調査実施について

---

○議長 次に⑧について説明を求めます。

○地籍調査課長（斎藤正樹） 扇町地区の地籍調査実施について御説明申し上げます。J R 矢板駅西口の中心市街地は、法務局備付けの公図と実際の境界が大きく異なる公図混乱の状態にあることで、その発展が大きく阻害されてまいりました。そこで市は、別紙計画図のとおり、平成 30 年度から中心市街地における地籍調査に取り組んでおります。

残る扇町 1 丁目及び 2 丁目の約 48 ヘクタール、図面で言いますと黄色と赤で示した地区につきましては、中心市街地の中でも最も公図混乱している地区でございます。その理由といたしましては、まず明治時代のことなのですが、旧国道 4 号、現在の 461 号と、現在の県道大田原矢板線と、県道矢板停車場線、これは矢板駅から足銀前の交差点、そこまでの道路でございますが、それが開通はしたのですが、その道路区域が公図に反映されてなかったということが一つの大きな要因と考えております。

そして、当該道路が開通したことにより、当時、道路沿線の土地取引がなされたようでございますが、その際に、個人に払い下げられた土地の分割が現況と合致しない、具体的に申し上げますと二重公図や現況と方向が逆転している箇所、また重複で書き込みがなされている箇所、さらには、大きく記載のない箇所が少なからず発生してしまったようでございます。

市はこの著しい公図混乱の解消に向け、平成 29 年度から管轄の宇都宮地方法務局大田原支局との協議を実施してまいりました。当初の法務局の見解は、相続人を含めた権利者の全員からの同意が必要な集団和解方式または区画整理しかないとの回答でございました。いずれにしても現実的な手法ではございませんでした。そこで、市は平成 30 年 10 月に国土交通省及び法務省に出向きまして、それぞれ要望書を直接提出し、善処を要望したところでございます。

その結果、国土交通省から地籍アドバイザーの派遣を受けることができました。その結果、地籍アドバイザーから入手可能な資料を全て調査検証して現状を完全に把握した上で、どのような整備手法が有効であるか、法務局と再度協議するよう助言をいただきました。そこで、市では市税務課にある集成図を基にしまして、明治時代からの土地台帳や閉鎖登記簿、登記申告書や、和紙公図、字切図と矢板市役所及び法務局で入手可能なすべての資料を検討したほか、航空写真や郷土史書なども参考とし、当該地区内で登記簿が存在する全ての地番を落とし込んだ現況図面を作成し、法務局と再度協議した結果、このほど、この現況図面を基礎とした、地籍調査を実施して差し支えないとの回答を得ました。そこで、当該地区の地籍調査の基礎となる現況図をより確かなものにするるとともに、地籍調査を円滑に実施するための前提といたしまして、この現況図面を6月から地籍調査課において公表いたします。

なお、当該地区における地籍調査につきましては、国からの交付金の付き具合にもよりますが、現在のところを、令和5年及び6年度からの着手を予定しております。以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(櫻井恵二議員挙手)

○櫻井議員 大変、御苦労さまでした。以前、私の一般質問の中で申し上げたのですが、もう完了したところの地籍調査が終わったところでは、リバースモーゲージなどを利用して、お金を借りる方とかそういう人が利用しています。このリバースモーゲージというのは、大体、後期高齢者の方が、利用するケースが多いのですね。これ、今見させてもらったら、一区当たり3年、確かに遅いとは言えない数字なのだけど、75歳以上の人

が利用するという感覚でいくと決して早くないので、これはもうちょっとスピード感を持ってやっていただきたいというふうなことであります。質問というよりもお願いです。そんなことを思いましたので、今述べさせていただきましたけどいかがですか。

○地籍調査課長 3年では長いと言う御意見でございますが、これは国の補助というか交付金をもらって、その国の交付金をかなり細かく、国土調査法で決められておまして、その工程に基づいて調査するよというふうなことでございます。それが大体一般的に3年という形になりまして、あと規模的なことで申し上げますと、こちらの、戸数もかなり多くございますし、なかなかそれを短縮というのは、もちろん努力はいたしますが、今のところちょっと難しいのかなと思うところでございます。御理解ください。よろしくします。

○櫻井議員 理解しました。本当に高齢者の方にとっては、1年でも利用しようと思っている方が結構いらっしゃるみたいなのですよね。ですから、町中は以前の職業が商店とかそういうのが多いですから、こんなことを言っているのはなんですが、国民年金ですから、いろいろ利用される方がいると思います。

ぜひスピード感を持って進めていただくようお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 他に質問ございませんか。ないものと認めます。

#### 4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○健康増進課長（日賀野真） 健康増進課から、新型コロナウイルス感染症対策について、御報告をさせていただきます。

資料はチラシのみとなりますので御了承いただきたいと思います。

皆様御承知のとおり、国においては、3月21日のまん延防止等重点措置解除後、社会経済活動の継続と感染拡大防止の両立が図られております。本県におきましても、4月10日の感染再拡大防止徹底期間の終了後、引き続き警戒を強化すべきとされる、「警戒度レベル2」を維持しつつ、無料検査の延長やワクチン接種の促進等の取組がなされているところであります。本市におきましても、去る4月18日及びゴールデンウィーク前の28日に、感染防止対策の徹底とワクチン接種の啓発を新聞折り込みにより行ったところであります。

こうした中、4月下旬の新規感染者数について、本市における感染者数は落ち着いておりましたが、全体としての感染者数は増加傾向にありまして、月別の計では、2月が189人、3月がやや落ち着いて163名でしたが、4月に入りまして、過去最高の283名となりました。この4月については、40代以下の感染が8割強を占めておりまして、高齢者以外の比較的若い世代に感染が広がっているという傾向がうかがえます。御案内のとおり、今月に入っても感染者数は一進一退を繰り返しておりまして、市内の障害者施設において、10名を上回る感染が判明するなど、予断を許さない状況が続いております。皆様におかれましても、引き続き基本的な感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、ワクチン接種の状況についてであります。5月15日現在で申し上げますと、65歳以上の3回目接種の割合は82.9%と、およそ8割強



の方が接種を終えております。また、4月から開始となった12歳以上17歳以下の接種につきましては、15.8%の方が3回目接種を終えたところであります。5歳以上11歳以下を対象としたワクチン接種については、3月の中旬から、市内小児科医院での個別接種が開始されておまして、16.4%の方が2回目の接種を終えたところであります。

続きまして、昨今、マスコミでも報道されております、4回目のワクチン接種について御報告いたします。去る4月27日開催の国の審議会、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会ではありますが、こちらでの議論を踏まえまして、重症化予防の観点から、4回目の接種が実施されることとなりました。対象者につきましては別添資料に記載がございますとおり、3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方、そして18歳以上59歳以下で、基礎疾患を有する方及びその他、重症化リスクが高いと医師が認める方とされておまして、今後、今月中をめどに必要な法令改正が行われた後、接種が開始される予定となっております。これを受けまして、本市としましても、市医師団との協議を行い、市の集団接種会場等で3回目接種を受けた65歳以上の方に、4回目接種の希望の有無等についての事前調査票の発送を行うなど、現段階で行うことのできる準備、これを進めているところであります。また、今月中をめどに、59歳以下への事前調査票発送のほか、新聞折り込みにて市民の皆様へ、この4回目接種についての周知を行う予定となっておりますので、御承知おきください。

なお、ワクチン接種会場について、集団接種会場については、個別接種の体制が整っており、かつ、個別接種・集団接種ともに、予約枠に空きがある状況であったことから、6月については集団接種を中止し、4

回目の接種を含めまして、医療機関での個別接種により対応することといたしましたので、御理解を賜りたいと存じます。

以上が、感染症対策の概要であります。今後とも感染防止の啓発に努めるとともに、市医師団の御協力のもと、ワクチン接種の推進を図ってまいりたいと存じます。健康増進課からの報告は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりましたご審議等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他についてほかに何かございませんか。

(なし)

## 5 閉会

---

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10 : 34)

令和 年 月 日

議長